

配付資料

経営支援課

平成30年7月豪雨災害の影響を受けた中小企業者向け 県融資制度の拡充について

県では、国がセーフティネット保証4号の対象地域として指定した市町村において、当該保証に対応した融資を適用してきたが、これに加え、国が指定した市町村以外で被災した中小企業者が利用できる融資の取扱いを開始し、併せて利用者の負担軽減の観点から、本日以降、現行の融資及び今回知事特認として設ける融資に係る保証料を無料とする。

区分	危機対策資金	
	現行の融資	知事特認
融資の対象者	平成30年7月豪雨の影響で売上高等が前年同月比20%以上減少しており、市町村長からセーフティネット保証4号に該当する旨の認定を受けた中小企業者	平成30年7月豪雨災害により被害を受け、所在市町村長から罹災証明を受けた中小企業者
資金使途	経営の維持及び安定のために必要な運転資金及び設備資金（土地取得資金を除く）	災害の復旧に要する運転資金及び設備資金（土地取得資金を除く）
融資限度額	危機対策資金全体の合計で8,000万円	
融資枠	10億円	
融資期間	10年以内（うち据置期間2年以内）	
融資利率	年1.15%以内	
保証料率	無料（県負担及び岡山県信用保証協会の独自割引による）	
対象地域	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町、鏡野町、西粟倉村、吉備中央町	県下全域
取扱金融機関	24金融機関（県内に本・支店を有する地銀・信金・信組等）	
申込手続き	市町村長から中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定（セーフティネット保証適用の要件）を受け、原則として取扱金融機関を経由して信用保証協会へ申し込む。	所在市町村から罹災証明を受けて、原則として取扱金融機関を経由して信用保証協会へ申し込む。
備考	中小企業信用保険法第2条第5項第4号による地域指定の期間 平成30年7月5日～平成30年10月23日	取扱期間 平成30年8月1日～平成31年1月31日 (融資実行分まで)